

## 「買得典」特別規約

車両の購入者（以下、「甲」という。）及び甲が車両を購入した販売会社（以下、「乙」という。）並びに乙から業務を受託するニッポンメンテナンスシステム株式会社（以下、「丙」という。）は、乙が甲に提供する中古車・新車延長保証制度（以下、「本保証」という。）について、次の事項について確認します。

### 第1章 本保証の内容

#### 第1条 (保証要件)

甲は、本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、掛る不具合が、契約内容に応じて、保証書に記載の保証対象項目にある部品を主な原因として生じたときには、修理の受付が第3条に定める保証期間内になされた場合に限り、乙及び丙に当該不具合の修理を求めることができます。但し、「本保証」申込書の記載に虚偽があった場合及び車両の引渡し段階において既に生じ、または認知されていた不具合に関しては、保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は本保証の適用による責任を一切負わないものとします。

#### 第2条 (保証上限)

- 1 保証期間内における累積での保証適用上限金額は、輸入車の場合は100万円（消費税を含みます。）まで。ミニマムプランは10万円（消費税を含みます。）まで。
- 2 本保証に基づく修理費の累積が保証適用上限金額を超過した場合には、当該超過部分の修理費は甲の負担とします。

#### 第3条 (保証期間)

- 1 保証期間は、甲へ使用者変更した自動車検査証（以下、「車検証」といいます。）上の登録年月日（変更登録日）を始期日、新車延長保証の場合はメーカー保証開始日を始期日とし、契約内容に応じた年数が経過する前日をもって終了します。  
例) 1年間プランの場合において、車検証に記載の登録年月日が2021年7月1日の場合、保証期間は2022年6月30日まで。
- 2 車検証の使用者名義が法人名義の車両または自家用貨物車に限り、保証期間は、下記①または②のいずれか早い方の日をもって終了します。
  - (1) 所定走行距離（前項の契約期間が1年の場合は1万5000km、2年の場合は3万km、3年の場合は4万5000km、4年の場合は6万km、5年の場合は7万5000kmとする。VTプランの場合は5万km、新車延長保証は10万kmとする。但し、本保証加入時までの走行距離は考慮しない）に達した日。

(2) 前項に定める期間の満了日。

第4条 (保証書記載事項の変更の届出)

甲が、その住所や連絡先その他の保証書に記載された事項を変更した場合には、遅滞なく、その旨を丙に届け出こととします。

第5条 (保証契約の解除)

1 丙が下記各項のいずれかに該当する事実を認めた場合に、乙丙は甲との間の保証契約を即座に解除することができるものとします。また、いかなる事由であっても本保証の返戻金はございません。

- (1) 甲及び乙が本保証を悪用したと丙が認めたとき。
- (2) 本保証加入後に、車両の用途登録が事業用途へ変更された場合。
- (3) 本保証加入後に、甲が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合。
- (4) 本保証加入後に、甲が乙の従業員、あるいは代表者、及び代表者と2親等以内の親族関係にあった事が発覚した場合。
- (5) 本保証加入後に、第10条に掲げる改造車両となった場合。
- (6) 車両の購入者が暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、またはその他前述事項に準ずる者であった事が発覚した場合。
- (7) 本保証の適用対象である車両を譲渡した場合。

第6条 (本保証適用除外事由)

1 修理が、本保証の適用対象である車両のメーカーの保証等、他の保証の対象となる場合には、本保証の適用はないものとします。

2 次の各号のいずれかに該当する現象、または不具合の原因が次の各号のいずれかに起因する場合においては、本保証の適用はないものとします。

- (1) 外観上の現象
- (2) 機能上、または走行上影響しない現象（保安基準上問題の無い異音、振動、オイルの滲み漏れ、臭い等）
- (3) 経時変化により発生する現象（塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品の自然退色、劣化、腐食、鏽、レンズ類の黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等）
- (4) 運転の仕方に起因する現象または故障か否かの判断基準に乏しい現象
- (5) 工場入庫時に不具合の確認が取れない現象
- (6) 過失によって放置したことにより拡大した不具合
- (7) 法令に違反する方法による車両使用時の不具合
- (8) 外国で使用された車両に生じた不具合
- (9) 改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合

- (10) 乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合
  - (11) 日常点検整備（高速走行時前点検を含みます。）、または法令で定められた定期点検整備記録簿に記載されている定期点検整備を実施しなかったことにより発生した不具合
  - (12) 別紙「保証対象部品一覧表」に記載のない部品を主原因とする不具合
  - (13) 車両の製造時にメーカーが付設した部品以外の部品。
  - (14) コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品を主原因とする不具合
  - (15) 改造部品、及びその改造部品が関わる機構一切に起因する不具合
  - (16) 免責期間中に発生した不具合
  - (17) 保証開始の始期日からの走行距離が 500 km未満で発生したエンジンまたはミッション本体の交換またはオーバーホール必要とする不具合
  - (18) 交換作業を伴わない調整作業（エーミング、アライメント等）
  - (19) 保証適用修理における主原因部品の標準作業工数以外にかかる作業
  - (20) デュアルクラッチ式トランスミッションの不具合
  - (21) オイル消費
- 3 次の各号にいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとします。
- (1) メーカーが指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施
  - (2) 車両のメーカーの指定した部品・油脂類等以外の部品・油脂類等の使用（取り付けも含みます。）
  - (3) 点検整備、修理作業、点検作業または整備作業中の不備または誤り
  - (4) 車高変更、エンジンチューンナップ等の改造
  - (5) 乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと
  - (6) 地震、台風、水害等を含む天災
  - (7) 煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因
  - (8) 衝突や接触、落下物による損傷または事故
  - (9) 自動車競技のために車両を使用したこと
  - (10) 悪路（林道、未舗装の道路等）にて車両を常用したこと
  - (11) いたずら、盗難、冠水等
  - (12) 使用者の故意、または過失によるもの

## 第7条 (保証実施手順)

- 1 甲が本保証の適用により車両の不具合の修理を求めるためには、次の各号をいずれも満たさなければなりません。
  - (1) 甲が丙に連絡をし、修理について事前の承認を得ること
  - (2) 丙の指定する整備・修理工場に車両を引き渡すこと
- 2 甲が、前項の規定に違反して、修理の発注や部品の手配、整備工場への指示等を行った場合には、本保証の適用はないものとし、丙は修理に要した一切の費用及び甲に生じた一切の損失（車両を使用できることによる不利益も含みます。）を負担しないものとします。

## 第8条 (身分証の呈示)

- 1 丙は、甲から本保証の適用により車両の修理を求められたときは、必要に応じて、甲に対し、甲の身分証明書及び車両の車検証並びに点検整備記録簿の呈示を求めることができるものとします。
- 2 甲が前項の規定による呈示を拒んだときは、丙は、車両の修理を拒むことができるものとします。

## 第9条 (交換対象部品等)

- 1 本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要になったとき、甲は部品・油脂類等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとします。また、甲が交換に必要な部品を自ら提供した場合であっても、乙及び丙は、当該部品の代金を甲に支払うことを要しません。
- 2 乙及び丙は、本保証の適用により車両を修理する場合において、部品交換を行うときには、二次使用を目的として流通されるリサイクル（中古）部品の使用ができるものとします。

## 第10条 (改造車両)

甲は、以下に定める改造車両の保証申込みはできないものとします。

- (1) エンジンの出力アップを目的にした改造（ブーストアップ、ターボチャージャーの後付、ボアアップ等）が施された車両
- (2) ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更等の加工、または加工歴が確認された車両
- (3) 違法な改造が施された車両

## 第11条 (保証適用の判断基準・範囲)

- 1 保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主原因の部品が、契約内容に応じた別紙「保証対象部品一覧表」記載の部品か否かを基に判断するものとしま

- す。
- 2 不具合が発生した部品が複数であり、かつ、当該不具合が一連のものと判断される場合、主原因の部品が別紙「保証対象部品一覧表」に記載されている部品でないときには、本保証の適用はないものとします。
  - 3 保証の適用範囲は、不具合が発生している主原因部品の部品費用及び交換に要する交換工賃、一部油脂類のみとします。
  - 4 品質機能上影響のない現象（音、振動、操作フィーリング、オイル滲み漏れ及びオイル消費など）の改善に関わる一切の修理または不具合の再現性が認められない場合及び予防整備費用は本保証の適用がないものとします。

### 第3章 雜則

#### 第12条 (個人情報)

- 1 甲は乙が、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、メールアドレス、住所、電話番号、その他の車両に関する情報、その他本保証書の表面に記載され、または本保証契約の交渉もしくは履行の過程において知り得た甲に関する個人情報（以下「個人情報」といいます。）を次の各号の目的に利用することに同意します。
  - (1) 本保証にかかる各種案内（保証期間の満了・更新）の提供
  - (2) 本保証契約の契約内容、契約者情報の記録、管理、保存
  - (3) 車両の点検・整備・修理に関する業務及びこれらに付随する業務（車両状態の確認連絡の遂行）
  - (4) 車両の点検・整備・修理に関する各種案内の提供
  - (5) 甲との契約または法令に基づく権利の行使や義務の履行
  - (6) サービス向上を目的としたアンケート調査の実施
  - (7) サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析
- 2 甲は、次の各号に定める場合において、乙が個人情報を丙及び第三者に提供することに同意します。
  - (1) 甲の同意がある場合（ウェブでの同意も含みます。）
  - (2) 統計的なデータ等、甲を識別できない状態に加工して利用する場合
  - (3) 法令に基づき開示、提供を求められた場合
  - (4) 車両の点検・整備・修理に関する各種案内の提供
  - (5) 甲との契約または法令に基づく権利の行使や義務の履行
  - (6) サービス向上を目的としたアンケート調査の実施
  - (7) サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析
- 3 甲は、次の各号に定める場合において、乙が個人情報を丙及び第三者に提供する

ことに同意します。

- (1) 甲の同意がある場合（ウェブでの同意も含みます。）
- (2) 統計的なデータ等、甲を識別できない状態に加工して利用する場合
- (3) 法令に基づき開示、提供を求められた場合
- (4) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、甲の同意を得ることが困難である場合
- (5) 国または地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 第13条 (管轄)

本保証に関し、紛争が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。